

〇〇地区自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇地区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出、救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災会の組織編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、防災組織を編成する。

4 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災意識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発生後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① パンフレット、リーフレットの配布・回覧及びポスター等の掲示
- ② 座談会、講演会等の開催

(3) 実施時期

火災予防運動週間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期などに行い得る形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 市町村地或防災計画
- ② 座談会、講演会、研彥会等の開催
- ③ 地域の災害記録

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練及び図上訓練とする。

(2) 訓練の実施時期及び回数

訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

また、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練に等にあつては随時実施する。

7 情報収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報収集・伝達を次により行う。

(1) 情報収集・伝達

情報班員は地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災機関等に連絡する。

(2) 情報収集の方法

情報収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送等による。

8 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けた時は、住民を避難地に誘導する。

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため毎年12月第1日曜日を「一日防火デー」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 消火器等消火資機材の整備状況
- ③ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため消火資機材を配備する。

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。

この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

① ○○病院

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 要援護者対策

(1) 要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するために要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 要援護者の避難誘導、救出・救護方法の検討

要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等との連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

(2) 定期点検

毎年 月第 日曜日を全資機材の点検日とする。